①

令和７年第５回岐阜市議会定例会議案

令和７年11月25日

目　　　　　　　　次

第119号議案　令和7年度岐阜市一般会計補正予算（第6号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第120号議案　令和7年度岐阜市競輪事業特別会計補正予算（第1号）・・・・・・・・・・ 7
第121号議案　岐阜市公契約条例の一部を改正する条例制定について・・・・・・・・・・ 11
第122号議案　岐阜市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例制定について・・ 13
第123号議案　岐阜市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について・・・・・・・・・・・・ 15
第124号議案　岐阜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について・・・・・・ 17
第125号議案　岐阜市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例制定について・・ 25
第126号議案　岐阜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
第127号議案　岐阜市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
第128号議案　岐阜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について・・・・・・・・・・・・・ 39
第129号議案　岐阜市観覧船に関する条例の一部を改正する条例制定について・・ 41
第130号議案　岐阜市火災予防条例の一部を改正する条例制定について・・・・・・・・ 45
第131号議案　岐阜市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例制定について・・ 51
第132号議案　岐阜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
第133号議案　製作委託契約の締結について（指定ごみ袋製造等）・・・・・・・・・・・・ 57
第134号議案　工事請負契約の締結について（岐阜薬科大学学舎建設工事）・・・・ 59
第135号議案　工事請負契約の締結について（岐阜城天守閣耐震補強等工事）・・ 61
第136号議案　指定管理者の指定について（岐阜市柳ケ瀬子育て支援施設）・・・・ 63
第137号議案　指定管理者の指定について（岐阜市柳ケ瀬健康運動施設）・・・・・・ 65

第138号議案　市道路線の認定、廃止及び変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　67
第139号議案　岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について・・・・・・・・　73
第140号議案　岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継に関する協議について・・　75
第141号議案　令和7年度岐阜市中央卸売市場事業会計補正予算（第2号）・・・・・・　77
第142号議案　令和7年度岐阜市水道事業会計補正予算（第2号）・・・・・・・・・・・・・・　79

第119号議案

令和７年度岐阜市一般会計補正予算（第６号）

令和７年度岐阜市の一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ167,517千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ202,039,794千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

令和７年１１月２５日提出

岐　阜　市　長　柴　橋　正　直

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		36,327,268	13,326	36,340,594
	3 国庫補助金	1,859,629	13,326	1,872,955
17 県支出金		14,634,074	19,747	14,653,821
	3 県補助金	3,883,695	19,747	3,903,442
21 繰越金		5,621,794	117,444	5,739,238
	1 繰越金	5,621,794	117,444	5,739,238
22 諸収入		21,478,946	17,000	21,495,946
	4 雑入	7,265,445	17,000	7,282,445
歳入合計		201,872,277	167,517	202,039,794

歳　　出				
款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		75,519,633	37,527	75,557,160
	1 社会福祉費	29,751,836	19,747	29,771,583
	4 市民協働生活費	4,273,681	17,780	4,291,461
7 商工費		24,952,539	129,990	25,082,529
	1 商工費	16,971,628	110,000	17,081,628
	2 ぎふ魅力づくり推進費	7,980,911	19,990	8,000,901
歳出合計		201,872,277	167,517	202,039,794

第2表　債務負担行為補正

追　加

（単位　千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
所得証明書等コンビニ交付システム改修業務委託費	令和７年度から令和８年度まで	11,200
道　路　整　備　工　事　費	令和７年度から令和８年度まで	400,000

（指定管理関係分）

事　　項	期　　間	限　度　額
柳ケ瀬子育て支援施設運営管理業務委託費	令和７年度から令和１３年度まで	633,015
柳ケ瀬健康運動施設運営管理業務委託費	令和７年度から令和１３年度まで	434,610

第120号議案

令和７年度岐阜市競輪事業特別会計補正予算（第１号）

令和７年度岐阜市の競輪事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第１表　債務負担行為」による。

令和7年11月25日提出

岐　阜　市　長　柴　橋　正　直

第1表　債務負担行為

（単位　千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
協賛競輪開催業務委託費	令和７年度から令和８年度まで	20,000

第121号議案

岐阜市公契約条例の一部を改正する条例制定について

岐阜市公契約条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年11月25日提出

岐 阜 市 長　　柴　橋　正　直

岐阜市公契約条例の一部を改正する条例

岐阜市公契約条例（令和2年岐阜市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（適正な支払） 第12条　（略） 2　事業者等は、労働者の雇用の安定及び労働者に対する適正な賃金の支払に資するため、<u>製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律</u>（昭和31年法律第120号）等を遵守して、公契約に係る下請負者等との契約に基づいた支払を適正に行わなければならない。	（適正な支払） 第12条　（略） 2　事業者等は、労働者の雇用の安定及び労働者に対する適正な賃金の支払に資するため、<u>下請代金支払遅延等防止法</u>（昭和31年法律第120号）等を遵守して、公契約に係る下請負者等との契約に基づいた支払を適正に行わなければならない。

附　則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

提　案　理　由

下請代金支払遅延等防止法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

第122号議案

岐阜市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例制定について

岐阜市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和7年11月25日提出

岐 阜 市 長　　柴　橋　正　直

岐阜市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

岐阜市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成15年岐阜市条例第45号）は、廃止する。

附　則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

提　案　理　由

住民基本台帳カードの利用の終了に伴い、この条例を定めようとする。

第123号議案

岐阜市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

岐阜市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年11月25日提出

岐 阜 市 長　　柴　橋　正　直

岐阜市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

岐阜市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年岐阜市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
（健康管理） 第35条　（略） 2　前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。	（健康管理） 第35条　（略） 2　前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

（略）	（略）
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断
乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

3　（略）

（略）	（略）
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3　（略）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提　案　理　由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

第124号議案

岐阜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について

岐阜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年11月25日提出

岐 阜 市 長　　柴　橋　正　直

岐阜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（岐阜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条　岐阜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年岐阜市条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（虐待等の禁止） 第28条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第28条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（岐阜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条　岐阜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年岐阜市条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（虐待等の禁止）
第13条　家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（利用乳幼児及び職員の健康診断）
第18条　（略）
2　家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。
<table>
<tr><td>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td></tr>
</table></td><td>（虐待等の禁止）
第13条　家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（利用乳幼児及び職員の健康診断）
第18条　（略）
2　家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</td></tr>
</table>

乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

3・4　（略）

3・4　（略）

（岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条　岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岐阜市条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
（虐待等の禁止） 第12条　児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第12条　児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
（入所した者及び職員の健康診断） 第16条　（略） 2　児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の	（入所した者及び職員の健康診断） 第16条　（略） 2　児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄

全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

（略）	（略）
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断
乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

3・4　（略）

（母子生活支援施設の長の資格等）

第28条　母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)・(2)　（略）

(2)の2　児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者

(3)　（略）

(4)　市長が前各号に掲げる者と同等以上の

に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

（略）	（略）
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3・4　（略）

（母子生活支援施設の長の資格等）

第28条　母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)・(2)　（略）

(3)　（略）

(4)　市長が前3号に掲げる者と同等以上の

能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの ア～ウ　（略） 2　（略） （母子支援員の資格） 第29条　母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)～(4)　（略） (4)の2　こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者 (5)　（略）	能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの ア～ウ　（略） 2　（略） （母子支援員の資格） 第29条　母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)～(4)　（略） (5)　（略）

（岐阜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条　岐阜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年岐阜市条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前
（設備運営基準の目的） 第3条　（略） （虐待等の禁止） 第3条の2　職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用） 第13条　福祉施設条例第4条、第5条第1項、	（設備運営基準の目的） 第3条　（略） （岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用） 第13条　福祉施設条例第4条、第5条第1項、

<table>
<tr>
<td>
第2項及び第4項、第6条、第7条、第9条、第11条、第13条、第15条（第4項ただし書を除く。）、第17条第2項、第19条から第21条まで、第35条第8号、第36条（後段を除く。）並びに第40条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる福祉施設条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
<table>
<tr><td>読み替える福祉施設条例の規定</td><td>読み替えられる字句</td><td>読み替える字句</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>第11条</td><td>又は入所</td><td>又は入園</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
2　（略）
</td>
<td>
第2項及び第4項、第6条、第7条、第9条、第11条から第13条まで、第15条（第4項ただし書を除く。）、第17条第2項、第19条から第21条まで、第35条第8号、第36条（後段を除く。）並びに第40条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる福祉施設条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
<table>
<tr><td>読み替える福祉施設条例の規定</td><td>読み替えられる字句</td><td>読み替える字句</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>第11条</td><td>又は入所</td><td>又は入園</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第12条</td><td>入所中の児童</td><td>園児</td></tr>
<tr><td>当該児童</td><td>当該園児</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
2　（略）
</td>
</tr>
</table>

（岐阜市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第5条　岐阜市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年岐阜市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（教育及び保育の内容）
第9条　（略）
2～9　（略）
10　認定こども園における日々の教育及び保育の指導は、次に掲げる事項に留意して行わなければならない。
(1)～(10)　（略）</td><td>（教育及び保育の内容）
第9条　（略）
2～9　（略）
10　認定こども園における日々の教育及び保育の指導は、次に掲げる事項に留意して行わなければならない。
(1)～(10)　（略）</td></tr>
</table>

(11)　認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼稚園型認定こども園の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。	(11)　認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。
(12)・(13)　（略）	(12)・(13)　（略）
11　（略）	11　（略）

（岐阜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条　岐阜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年岐阜市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（虐待等の禁止） 第13条　放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第13条　放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条中岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第28条第1項及び第29条の改正は、令和8年3月1日から施行する。

提　案　理　由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

第125号議案

岐阜市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例制定について

岐阜市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年11月25日提出

岐 阜 市 長　　柴　橋　正　直

岐阜市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例

岐阜市児童福祉審議会条例（平成12年岐阜市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（設置） 第1条　児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第8条第3項</u>及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、岐阜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。	（設置） 第1条　児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第8条第1項</u>及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、岐阜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提　案　理　由

岐阜市児童福祉審議会において乳児等通園支援事業の認可について調査審議するため、この条例を定めようとする。

第126号議案

岐阜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

岐阜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定するものとする。

令和7年11月25日提出

岐 阜 市 長　　柴　橋　正　直

岐阜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章　総則（第1条―第21条）
第2章　乳児等通園支援事業
第1節　通則（第22条）
第2節　一般型乳児等通園支援事業（第23条―第26条）
第3節　余裕活用型乳児等通園支援事業（第27条・第28条）
第3章　雑則（第29条・第30条）
附則

第1章　総則

（趣旨）

第1条　この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条　この条例における用語は、法において使用する用語の例による。

（最低基準の目的）

第3条　最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項に規定する乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条　乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2　最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第5条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2　乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3　乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4　乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5　乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6　乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（暴力団の排除）

第6条　乳児等通園支援事業者は、次の各号のいずれかに該当する者であってはならない。

(1)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2)　暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

(3)　岐阜市暴力団排除条例（平成24年岐阜市条例第13号）第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第7条　乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2　乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

3　乳児等通園支援事業者は、風水害、地震等に備えるため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定による岐阜市地域防災計画に基づき関係機関との連携及び協力に努めなければならない。

（安全計画の策定等）

第8条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業

所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2　乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4　乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第9条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第10条　乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第11条　乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽（さん）に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2　乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第12条　乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第13条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の防止）

第14条　乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第15条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2　乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3　乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第16条　乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

（乳児等通園支援事業所内部の規程）

第17条　乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)　乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

(2)　その提供する乳児等通園支援の内容

(3)　職員の職種、員数及び職務の内容

(4)　乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日

(5)　保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)　乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7)　乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

(8)　緊急時等における対応方法

(9)　非常災害対策

(10)　虐待の防止のための措置に関する事項

(11)　苦情解決のための措置に関する事項

(12)　前各号に掲げるもののほか、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（乳児等通園支援事業所に備える帳簿）

第18条　乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第19条　乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2　乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第20条　乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2　乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3　乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

（事故発生の防止及び事故発生時の対応）

第21条　乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1)　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2)　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通した改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。

(3)　事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2　乳児等通園支援事業者は、その行った援助により事故が発生した場合は、援助に係る地方公共団体、入所している者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3　乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4　乳児等通園支援事業者は、入所している者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節　通則

（乳児等通園支援事業の区分）

第22条　乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2　一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって、次項に定めるものに該当しないものをいう。

3　余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節　一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第23条　一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)　乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所は、3階以下の階に設けること。

(2)　乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

(3)　乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(4)　乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(5)　満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

(6)　保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。

(7)　保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8)　乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア　建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ　保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1　屋内階段 2　屋外階段

	避難用	1　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2　待避上有効なバルコニー 3　建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4　屋外階段
3階	常用	1　建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2　屋外階段
	避難用	1　建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2　建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3　屋外階段

ウ　イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ　一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ｱ)　スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(ｲ)　調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ　一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ　保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ　非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク　一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

（職員）

第24条　一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2　乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一の一般型乳児等通園支援事業所につき2人を下回ることはできない。

3　乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

⑴　当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

⑵　当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第25条　一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第26条　一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節　余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第27条　余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

⑴　保育所　岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岐阜市条例第70号）（保育所に係るものに限る。）

(2)　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園　岐阜市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年岐阜市条例第22号）

(3)　幼保連携型認定こども園　岐阜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年岐阜市条例第67号）

(4)　家庭的保育事業等を行う事業所　岐阜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年岐阜市条例第65号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第28条　第25条及び第26条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第25条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、第26条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章　雑則

（電磁的記録）

第29条　乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第30条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提　案　理　由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、この条例を定めようとする。

第127号議案

岐阜市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例制定について

岐阜市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和7年11月25日提出

岐 阜 市 長　　柴　橋　正　直

岐阜市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例

岐阜市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岐阜市条例第71号）は、廃止する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提　案　理　由

売春防止法の一部改正に伴い、婦人保護施設が廃止されたため、この条例を定めようとする。

第128号議案

岐阜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

岐阜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年11月25日提出

岐 阜 市 長　　柴　橋　正　直

岐阜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年岐阜市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（診療の方針） 第19条　医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(5)　（略） (6)　別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）<u>第2条第18項</u>に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りではない。	（診療の方針） 第19条　医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(5)　（略） (6)　別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）<u>第2条第17項</u>に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りではない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提　案　理　由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

第129号議案

岐阜市観覧船に関する条例の一部を改正する条例制定について

岐阜市観覧船に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年11月25日提出

岐 阜 市 長　　柴　橋　正　直

岐阜市観覧船に関する条例の一部を改正する条例

岐阜市観覧船に関する条例（平成2年岐阜市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

1　貸切

区分		乗船料（1隻につき）	
			繁忙期
屋形船	50人乗り	178,500円	216,800円
	40人乗り	142,800円	173,400円
	30人乗り	107,100円	130,100円
	20人乗り	71,400円	86,700円
	15人乗り	53,600円	65,100円
屋形船（椅子席）	24人乗り	107,100円	130,100円
	16人乗り	71,400円	86,700円
屋形船（高級1）		400,000円	400,000円
屋形船（高級2）	15人乗り	160,700円	195,100円
	10人乗り	107,100円	130,100円
苫船		28,600円	34,700円

2　納涼鵜飼貸切

区分		乗船料（1隻につき）
屋形船	50人乗り	178,500円
	40人乗り	142,800円
	30人乗り	107,100円
	20人乗り	71,400円
	15人乗り	53,600円
屋形船（椅子席）	24人乗り	107,100円
	16人乗り	71,400円
屋形船（高級1）		400,000円

屋形船（高級2）	15人乗り	160,700円
	10人乗り	107,100円

3　乗合

区分		乗船料（1人につき）	
			繁忙期
屋形船	通常	大人　4,200円 小人　2,100円	大人　5,100円 小人　2,600円
	納涼鵜飼	大人　4,200円 小人　2,100円	
	修学旅行	1,800円	2,200円

備考

1　「繁忙期」は、規則で定める日又は期間とする。

2　「納涼鵜飼」とは、通常の鵜飼観覧の後に実施される2回目の鵜飼観覧をいう。

3　「修学旅行」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校の行事として教職員による引率のもと実施される旅行で、岐阜市内での宿泊を伴うものをいう。

4　「大人」とは、12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者をいう。

5　「小人」とは、3歳以上の者であって12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。

6　3歳未満の者については、18歳以上の者と同乗する場合に限り乗船を認め、乗船料は無料とする。ただし、定員に関し、1人として算定する。

7　規則で定める特別行事開催日における乗船料には、乗船料の額（繁忙期にあっては、繁忙期の欄に定める額）に100分の50を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算する。

別表第2（第3条関係）

1　貸切

区分		乗船料（1隻につき）	
		最初の2時間	以降1時間につき
屋形船	50人乗り	102,000円	51,000円
	40人乗り	81,600円	40,800円
	30人乗り	61,200円	30,600円
	20人乗り	40,800円	20,400円
	15人乗り	30,600円	15,300円

屋形船（椅子席）	24人乗り	61,200円	30,600円
	16人乗り	40,800円	20,400円
屋形船（高級1）		275,400円	137,700円
屋形船（高級2）	15人乗り	91,800円	45,900円
	10人乗り	61,200円	30,600円
苫船		16,400円	8,200円

2　乗合

区分	乗船料（1人1回につき）
屋形船	大人　1,200円 小人　600円

備考

1　貸切船の乗船時間は午前9時から午後9時までのいずれかの時間帯とし、乗合船の運航期間及び乗船時間は市長が別に指定する。

2　「大人」及び「小人」とは、それぞれ別表第1備考4及び5に規定する者をいう。

3　3歳未満の者については、18歳以上の者と同乗する場合に限り乗船を認め、乗船料は無料とする。ただし、定員に関し、1人として算定する。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和8年5月11日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の岐阜市観覧船に関する条例（以下「新条例」という。）別表第1に規定する納涼鵜飼貸切の屋形船（高級1）並びに別表第2に規定する貸切の屋形船（高級1）及び屋形船（高級2）の乗船の手続については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

3　新条例の規定（前項に規定する観覧船に係る部分を除く。）は、施行日以後の乗船に係る乗船料について適用し、施行日前の乗船に係る乗船料については、なお従前の例による。

提　案　理　由

観覧船の種類の追加及び乗船料の改定を行うため、この条例を定めようとする。

第130号議案

岐阜市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

岐阜市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年11月25日提出

岐 阜 市 長　　柴　橋　正　直

岐阜市火災予防条例の一部を改正する条例

第1条　岐阜市火災予防条例（昭和37年岐阜市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削り、同表の改正後の欄中章及び項の表示に下線が引かれた章及び項（以下「追加章等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加章等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章～第3章の2　（略）	第1章～第3章の2　（略）
第3章の3　林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）	
第4章～第7章　（略）	第4章～第7章　（略）
附則	附則
（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）	（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）
第29条　火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。	第29条　火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。
(1)～(5)　（略）	(1)～(5)　（略）
	(6)　屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

（住宅における火災の予防の推進） 第29条の7　（略） 第3章の3　林野火災の予防 （林野火災に関する注意報） 第29条の8　市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。 2　前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市長が指定した区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。 （林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限） 第29条の9　市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。	（住宅における火災の予防の推進） 第29条の7　（略）
（屋外催しに係る防火管理） 第42条の3　前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。 (1)・(2)　（略）	（屋外催しに係る防火管理） 第42条の3　前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。 (1)・(2)　（略）

(3)　対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条第1項において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。 (4)～(6)　（略） 2　（略） （火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出） 第45条　次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。 (1)　火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為（たき火を含む。） (2)～(6)　（略） 2　消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。	(3)　対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。 (4)～(6)　（略） 2　（略） （火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出） 第45条　次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。 (1)　火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 (2)～(6)　（略）

第2条　岐阜市火災予防条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（乾燥設備） 第7条　（略） （簡易サウナ設備）	（乾燥設備） 第7条　（略）

第7条の2　簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)　火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2)　簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2　前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

（一般サウナ設備）

第7条の3　一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなけ

（サウナ設備）

第7条の2　サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

ればならない。 (1)　(略) (2)　一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。 2　前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。	(1)　(略) (2)　サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。 2　前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。
（住宅における火災の予防の推進） 第29条の7　市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。 (1)　住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進 (2)　(略) 2　(略)	（住宅における火災の予防の推進） 第29条の7　市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。 (1)　住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進 (2)　(略) 2　(略)
（火を使用する設備等の設置の届出） 第44条　火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。 (1)～(6)　(略) (6)の2　簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。） (7)　一般サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。） (7)の2～(15)　(略)	（火を使用する設備等の設置の届出） 第44条　火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。 (1)～(6)　(略) (7)　サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。） (7)の2～(15)　(略)

附　則

この条例中第1条の規定は令和8年1月1日から、第2条の規定は同年3月31日から施行する。

提　案　理　由

林野火災の予防に関する事項及び簡易サウナ設備に係る火災予防上必要な措置を定める等のため、この条例を定めようとする。

第131号議案

岐阜市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例制定について

岐阜市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年11月25日提出

岐 阜 市 長　　柴　橋　正　直

岐阜市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例

岐阜市消防本部及び消防署設置条例（昭和62年岐阜市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（消防署の名称、位置及び管轄区域）
第4条　消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th><th>管轄区域</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>岐阜北消防署</td><td><u>岐阜市上土居198番地1</u></td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>本巣消防署</td><td><u>本巣市見延866番地1</u></td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>（消防署の名称、位置及び管轄区域）
第4条　消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th><th>管轄区域</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>岐阜北消防署</td><td><u>岐阜市鷺山1,769番地496</u></td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>本巣消防署</td><td><u>本巣郡北方町加茂一丁目23番地</u></td><td>（略）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

附　則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提　案　理　由

岐阜北消防署及び本巣消防署の位置を変更するため、この条例を定めようとする。

第132号議案

岐阜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について

岐阜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年11月25日提出

岐 阜 市 長　　柴　橋　正　直

岐阜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

第1条　岐阜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和54年岐阜市条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（消防団員の種類） 第1条の2　（略） 2　機能別団員の種類は、次に掲げるものとし、それぞれ規則で定める特定の事務に従事する。 (1)　大規模災害団員 (2)　災害支援団員	（消防団員の種類） 第1条の2　（略）
（定員） 第2条　消防団員の定員は、次の各号に掲げる消防団員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)　基本団員　1,211人 (2)　機能別団員　1,804人	（定員） 第2条　消防団員の定員は、次の各号に掲げる消防団員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)　基本団員　1,251人 (2)　機能別団員　1,764人
2・3　（略）	2・3　（略）
（任命等） 第3条　（略）	（任命等） 第3条　（略）
2　（略）	2　（略）

3　第1項の規定により任命された者が、次の各号に掲げる年齢に達したときは、その日の属する年度の末日をもってその任を解くものとする。 (1)　副団長、分団長及び団員（災害支援団員に限る。）　年齢70歳 (2)　副分団長、部長、班長及び団員（災害支援団員を除く。）　年齢65歳 4　（略） （報酬） 第12条　団員（大規模災害団員を除く。）には、年額報酬として別表第1に定める額を支給する。 2　（略）	3　第1項により任命された者が、次の各号に掲げる年齢に達したときは、その日の属する年度の末日をもってその任を解くものとする。 (1)　副団長及び分団長　年齢70歳 (2)　副分団長、部長、班長及び団員　年齢65歳 4　（略） （報酬） 第12条　基本団員には、年額報酬として別表第1に定める額を支給する。 2　（略）

第2条　岐阜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第12条関係）

団員の種類		階級	報酬の額（年額）
基本団員		団長	82,500円
		副団長	69,000円
		分団長	50,500円
		副分団長	45,500円
		部長 班長	37,000円
		団員	36,500円
機能別団員	災害支援団員	団員	10,000円

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（岐阜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

2　岐阜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年岐阜市条例第39

号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（目的） 第1条　この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第25条の規定に基づき、消防団員で非常勤の者（岐阜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和54年岐阜市条例第39号）第1条の2第1項第1号に掲げる基本団員に限る。）が退職した場合において、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することを目的とする。	（目的） 第1条　この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第25条の規定に基づき、消防団員で非常勤の者（岐阜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和54年岐阜市条例第39号）第1条の2第1号に掲げる基本団員に限る。）が退職した場合において、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することを目的とする。

提　案　理　由

機能別団員の種類に災害支援団員を追加し、基本団員及び機能別団員の定員を改める等のため、この条例を定めようとする。

第133号議案

製作委託契約の締結について

次のとおり製作の委託契約を締結するものとする。

令和7年11月25日提出

岐 阜 市 長　　柴　橋　正　直

1 契約の目的　　指定ごみ袋製造等

2 契約金額　　914,100,000円

3 契約の相手方　愛知県名古屋市西区牛島町6番1号
名古屋ルーセントタワー23階
タキヒヨー株式会社
代表取締役　社長執行役員　滝　一夫

第134号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

令和7年11月25日提出

岐 阜 市 長　　柴　橋　正　直

1 契約の目的　　岐阜薬科大学学舎建設工事

2 契約金額　　10,599,600,000円

3 契約の相手方　大日本・市川・大洞・内藤建築事務所特定建設工事共同企業体

代表構成員　岐阜市宇佐南一丁目3番11号
大日本土木株式会社
代表取締役社長　松　雅彦

構成員　岐阜市鹿島町六丁目27番地
株式会社市川工務店
代表取締役　小川　健

構成員　岐阜市萱場南一丁目5番18号
株式会社大洞工務店
代表取締役　大洞　實

構成員　愛知県名古屋市中村区名駅四丁目5番28号
桜通豊田ビル
株式会社内藤建築事務所名古屋事務所
所長　植田　善富

第135号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

令和7年11月25日提出

岐 阜 市 長　　柴　橋　正　直

1 契約の目的　　岐阜城天守閣耐震補強等工事

2 契約金額　　722,920,000円

3 契約の相手方　大日本･岐南特定建設工事共同企業体

代表構成員　岐阜市宇佐南一丁目3番11号

大日本土木株式会社

代表取締役社長　松　雅彦

構成員　　岐阜市加納黒木町二丁目46番地

岐南興業株式会社

代表取締役　尾崎　泰博

第136号議案

指定管理者の指定について

岐阜市柳ケ瀬子育て支援施設条例（令和4年岐阜市条例第17号）に規定する岐阜市柳ケ瀬子育て支援施設の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和7年11月25日提出

岐 阜 市 長　　柴　橋　正　直

1　施設の名称　岐阜市柳ケ瀬子育て支援施設

2　指定管理者　東京都港区港南一丁目2番70号
株式会社丹青社
代表取締役　小林　統

3　指定の期間　令和8年4月1日から令和14年3月31日まで

第137号議案

指定管理者の指定について

岐阜市柳ケ瀬健康運動施設条例（令和4年岐阜市条例第22号）に規定する岐阜市柳ケ瀬健康運動施設の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和7年11月25日提出

岐 阜 市 長　　柴　橋　正　直

1　施設の名称　岐阜市柳ケ瀬健康運動施設

2　指定管理者　東京都品川区東品川四丁目10番1号
　　コナミスポーツ株式会社
　　代表取締役社長　室田　健志

3　指定の期間　令和8年4月1日から令和14年3月31日まで

第138号議案

市道路線の認定、廃止及び変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、市道路線を別紙調書のとおり認定、廃止及び変更するものとする。

令和7年11月25日提出

岐 阜 市 長　　柴　橋　正　直

市　道　路　線　認　定　調　書				
整理番号	路　線　名	起点 終点	重要な経過地	摘　要
1	安良田町5丁目6丁目線	安良田町五丁目　9番地先 安良田町六丁目　2352番11地先		
2	竜田町9丁目線	竜田町九丁目　2397番3 同　2397番3		
3	竜田町9丁目 安良田町6丁目1号線	竜田町九丁目　21番9 安良田町六丁目　59番3		
4	竜田町9丁目 安良田町6丁目2号線	竜田町九丁目　2373番3 安良田町六丁目　52番6		
5	加納安良町4号線	加納安良町　64番2 同　58番		
6	加納安良町加納八幡町線	加納安良町　47番地先 加納八幡町　45番地先		
理由　土地区画整理事業に伴い市道路線に編入する。				

市　道　路　線　廃　止　調　書				
整理番号	路　線　名	起点 終点	重要な経過地	摘　要
1	安良田町５丁目 加納八幡町線	安良田町五丁目　9番地先 加納八幡町　45番地先		
2	安良田町６丁目 竜田町９丁目線	安良田町六丁目　2351番1地先 同　51番地先		
理由　土地区画整理事業に伴い不用となる。				

市　道　路　線　変　更　調　書				
整理番号	路　線　名	起点 終点	重要な経過地	摘　要
1	加　納　長　森　線	安良田町六丁目　13番1地先 祈年町十丁目　8番1地先		変更前
	同	竜田町九丁目　10番 祈年町十丁目　8番1地先		変更後
2	加納安良町1号線	加納安良町　69番1地先 同　50番地先		変更前
	同	加納安良町　69番1地先 同　50番		変更後
理由　土地区画整理事業に伴い路線網整備する。				
3	中　屋　敷　ハ　号　線	岩田西一丁目　443番1地先 同　463番地先		変更前
	同	岩田西一丁目　443番1地先 同　443番2地先		変更後
理由　路線網整備に伴い一部不用となる。				

第139号議案

岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び第290条の規定に基づき、岐阜県市町村会館組合規約を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するものとする。

令和7年11月25日提出

岐 阜 市 長　　柴　橋　正　直

岐阜県市町村会館組合規約の一部を改正する規約

岐阜県市町村会館組合規約（平成5年12月20日岐阜県指令伊総第891号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）に改める。

改正後	改正前
（その他） 第12条　組合の解散に伴う事務の承継にあっては、組合を組織する市町村がその議会の議決を経て行う協議をもって定める。 2　この規約に定めるもののほか、組合の管理及び執行に関し必要な事項は、組合の議会の議決を得て、組合長が定める。	（その他） 第12条　この規約に定めるもののほか、組合の管理及び執行に関し必要な事項は、組合の議会の議決を得て、組合長が定める。

附　則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

提　案　理　由

岐阜県市町村会館組合を解散するに当たり、関係地方公共団体の協議により事務の承継に関する規定を規約に追加するため、これを定めようとする。

第140号議案

岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条から第290条まで及び令和7年規約変更についての岐阜県知事の許可後の岐阜県市町村会館組合規約第12条第1項の規定に基づき、次のとおり岐阜県市町村会館組合を解散し、その財産を処分し、事務を承継することについて、関係地方公共団体と協議するものとする。

令和7年11月25日提出

岐 阜 市 長　柴 橋　正 直

1　解散の期日

令和8年3月31日をもって解散するものとする。

2　解散に伴う財産処分

(1)　岐阜県県民ふれあい会館入居基金は、岐阜県町村会に返還する。

(2)　財政調整積立金は、直近の年度における関係地方公共団体が負担した市町村負担金の割合に応じて関係地方公共団体に分配する。

3　解散に伴う事務の承継等

(1)　岐阜県県民ふれあい会館への入居事務については、現に入居する団体が直接、岐阜県観光文化スポーツ部文化創造課及び指定管理者との間で行う。

(2)　軽自動車税申告書特別調査事務については、42市町村で新たに組織する（仮称）岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会により共同処理する。

(3)　打ち切り決算の審査及び認定は、解散の日における組合長の市町村において行い、当該市町村の長は、その決算を当該認定する議会の議決とともに、他の関係地方公共団体の長に報告しなければならない。

(4)　他の関係市町村長は、(3)による報告があったときは、直ちに決算の要領を公表するものとする。

(5)　打ち切り決算後の歳計現金は、（仮称）岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会に譲渡する。

(6)　組合が保有する職員の人事に関する文書は岐阜県市町村職員退職手当組合が承継し、軽自動車税申告書特別調査事務に関する文書は（仮称）岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会が承継し、それ以外の文書は岐阜県町村会が承継する。

4　職員の処遇等

(1)　解散時に在職する4名の職員は、岐阜県市町村職員退職手当組合の職員として身分を引き継ぐ。

(2)　組合が岐阜県市町村職員退職手当組合に納付した負担金及び岐阜県市町村職員退職手当

組合から支払われた給付金の累計額は、岐阜県市町村職員退職手当組合の加入及び脱退の取扱いに関する条例（平成15年岐阜県市町村職員退職手当組合条例第3号）第12条第2号の規定により岐阜県市町村職員退職手当組合に承継するものとする。

(3)　令和7年度分の地方公務員公務災害基金の精算ほか、(1)の職員に係る負担金等の精算は、岐阜県市町村職員退職手当組合が行う。

5　疑義等の協議

定めのない事項又は疑義が生じた事項は、関係地方公共団体がその都度協議して定めるものとする。

提 案 理 由

関係地方公共団体の協議により、岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継について定めようとする。

第141号議案

令和７年度岐阜市中央卸売市場事業会計補正予算(第２号)

（総　則）

第１条　令和７年度岐阜市中央卸売市場事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第２条　令和７年度岐阜市中央卸売市場事業会計予算第５条中事項、期間及び限度額に次のとおり追加する。

事　　項	期　　間	限　度　額
中央卸売市場冷蔵庫棟１階冷蔵設備更新実施設計業務委託費	令和７年度から令和８年度まで	7,900千円

令和７年１１月２５日提出

岐　阜　市　長　　柴　　橋　　正　　直

債務負担行為に関する調書

事項	限度額	令和６年度末までの支払義務発生額		令和７年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期間	金額	期間	金額	国県補助金	企業債	その他
	千円		千円		千円	千円	千円	千円
中央卸売市場冷蔵庫棟１階冷蔵設備更新実施設計業務委託費	7,900		－	令和７年度から令和８年度まで	7,900	－	－	7,900

第142号議案

令和７年度岐阜市水道事業会計補正予算（第２号）

（総　則）

第１条　令和７年度岐阜市水道事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第２条　令和７年度岐阜市水道事業会計予算第５条中「223,310千円」を「573,310千円」に改める。

令和７年１１月２５日提出

岐　阜　市　長　　柴　　橋　　正　　直

債務負担行為に関する調書

補正前								
事項	限度額	令和6年度末までの支払義務発生額		令和7年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期間	金額	期間	金額	国県補助金	企業債	その他
	千円		千円		千円	千円	千円	千円
配水管布設整備工事費	223,310	－	－	令和7年度から令和8年度まで	223,310	67,000	135,900	20,410

補正後								
事項	限度額	令和6年度末までの支払義務発生額		令和7年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期間	金額	期間	金額	国県補助金	企業債	その他
	千円		千円		千円	千円	千円	千円
配水管布設整備工事費	573,310	－	－	令和7年度から令和8年度まで	573,310	67,000	393,000	113,310